

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、「福岡市観光案内機能強化事業業務委託」提案競技に採択された事業を共同連帯して実施することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇〇〇〇〇（以下、「当事業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、第1条に係る令和2年度委託事業の終了後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務委託者の選定審査の結果、契約の相手方としての決定を受けることができなかったときは、前項の規定にかかわらず、業務委託者の選定に係る業務が終了した日に解散するものとする。

(構成団体の住所及び名称)

第5条 当事業体の構成団体は、次のとおりとする。

(1) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表団体の名称及び代表者の氏名)

第6条 当事業体の代表団体は〇〇〇〇〇〇〇〇、代表者は〇〇〇〇〇〇〇とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、「福岡市観光案内機能強化事業業務委託」提案競技に係る提案に関し、当事業体を代表して福岡観光コンベンションビューローと折衝する権限並びに自己の名義をもって当該提案競技に係る福岡観光コンベンションビューローの委託事業の契約、委託料の請求、受領ができる権限を有するものとする。

(構成団体の責任)

第8条 各構成団体は、「福岡市観光案内機能強化事業業務委託」提案競技に係る委託事業の実施に関し、

連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 この協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

(協定書に定めのない事項について)

第10条 この協定書に定めのない事項については、構成団体の協議の上、定めるものとする。

第5条に掲げる構成団体は、上記のとおり協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇〇通作成し、それぞれに構成団体が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇
団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇
団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇 印